三十三の二　第四条の二第一項第三十三号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置	三十三の二　土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視等及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。
三十三の三　第四条の二第一項第三十三号ハの周囲の火災を防止するための措置	三十三の三　周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。
4　保安の確保のための組織及び方法	
一～三　［略］	一～三　［略］
四　第六条第一項第四号の点検	四　危害予防規程に記載した点検の方法が全ての従業者に理解され、実施され、かつ、維持されていることを、記録により検査する。
五～十一　［略］	五～十一　［略］

別表第四（第四十四条の五第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1　火薬庫の保安距離の基準	1　第二十三条各項の火薬庫の外壁から保安物件に対する距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。
2　地上式一級火薬庫の基準	
一　第二十四条第一号の火薬庫の設置場所	一　火薬庫の設置場所の状況を、目視等及び図面により検査する。

三十三の二　第四条の二第一項第三十三号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置	三十三の二　土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
三十三の三　第四条の二第一項第三十三号ハの周囲の火災を防止するための措置	三十三の三　周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。
4　保安の確保のための組織及び方法	
一～三　［略］	一～三　［略］
四　第六条第一項第四号の巡視及び点検	四　危害予防規程に記載した巡視及び点検の方法が全ての従業者に理解され、実施され、かつ、維持されていることを、記録により検査する。
五～十一　［略］	五～十一　［略］

別表第四（第四十四条の五第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1　火薬庫の保安距離の基準	1　第二十三条各項の火薬庫の外壁から保安物件に対する距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
2　地上式一級火薬庫の基準	
一　第二十四条第一号の火薬庫の設置場所	一　火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。